

第38号議案

ふじみ野市立大井総合福祉センター条例

ふじみ野市立大井総合福祉センター条例（平成17年ふじみ野市条例第98号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 高齢者及び障害者の自立の促進及び健康の増進を図るとともに、市民の相互交流と福祉の向上に資するため、ふじみ野市立大井総合福祉センター（以下「センター」という。）をふじみ野市大井中央二丁目2番1号に設置する。

（定義）

第2条 この条例において「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。

2 この条例において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。

（業務）

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規定する老人福祉センターの事業に関すること。
- (2) 多目的ホール、交流広場、会議室及びこれらの附属設備（以下「会議施設等」という。）の利用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（休館日）

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 1月2日及び同月3日並びに12月30日及び同月31日
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

（利用時間）

第5条 センターの利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 浴室以外の施設 午前9時から午後5時まで
 - (2) 浴室 午前10時から午後4時まで
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

（利用対象者）

第6条 センターを利用することができる者は、第3条第1号及び第3号に掲げる事業の対象者のほか、次に掲げる者のうち市内に住所を有するものとする。

- (1) 高齢者

(2) 障害者

2 公共団体又は公共的団体は、前項各号に掲げる者の福祉の増進を目的とする場合は、センターを利用することができる。

3 市長は、センターの利用又は管理上支障がないと認めるときは、前2項に規定する者以外のものにセンターを利用させることができる。

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限することができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) センターを損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの利用を制限する必要があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 第7条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、許可に係る条件を変更し、若しくはセンターの利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 利用許可の申請に偽りがあったとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 第17条の遵守事項又は指示に違反したとき。

2 市長は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 利用者は、第7条の許可を受けた際に別表に定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、第6条第1項各号に掲げる者が老人福祉センターを利用する場合及び高齢者福祉若しくは障害者福祉等を目的として活動し、又はこれらを目的とする事業の用に供する市内団体が利用する場合は、この限りでない。

(使用料の免除)

第12条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。
- (3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(販売行為等の禁止)

第14条 センター及びその敷地内においては、物品の販売等の行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、センターの利用が終わったときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。第8条の規定により利用を制限され、又は第10条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消された場合も同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した経費は、当該利用者の負担とする。

(損害賠償)

第16条 利用者は、故意又は過失によりセンターを損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項及び指示)

第17条 市長は、利用者の遵守事項を定めるとともに、管理上必要があると認めるときは、当該利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第3条に規定する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第2項、第5条第2項、第6条第3項、第7条、第8条、第10条、第11条、第13条第1号、第15条第2項及び

前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第2項、第5条第2項及び第8条第3号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第11条の見出し、第12条（見出しを含む。）、第13条（見出しを含む。）、附則第2項及び別表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金（以下「利用料金」という。）」と、第12条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、第14条ただし書中「市長の」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て行う」とする。

3 第1項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、前項の規定により読み替えて適用される第11条の規定により利用者が納付すべき利用料金は、指定管理者の収入とする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第19条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

（その他）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第13条の規定は、令和5年8月1日以後の利用に係る使用料の還付について適用し、同日前の利用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

施設区分	時間区分	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
老人福祉センター	1人1回につき300円	
多目的ホール	円 1,600	円 2,200
会議室	500	700
録音室	200	300

備考

1 高齢者若しくは障害者及びその介助者（1人に限る。）又はこれらの者が構成員の一員となっている市内の団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料（老人福祉センタ

一に係るものを除く。以下同じ。)は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。

2 市内に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。

3 利用者がそれぞれの時間区分を連続して施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

令和5年6月5日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

利用前に取り消された公の施設の利用に係る使用料の還付を実施するほか、条文の整理を行うため、ふじみ野市立大井総合福祉センター条例の全部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。